

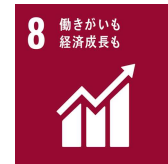
職員のノーネクタイ等通年化(通年輕装勤務)の試行について

市では、地球温暖化対策及び省エネルギーへの取り組みとして、例年5月から10月まで期間を限定してクールビズを実施してきましたが、さらなる省エネルギー推進及び業務効率化を図るため、年間をととしてノーネクタイ等の働きやすい服装での勤務を試行的に実施します。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■目的

- ・職員が快適で働きやすい服装で勤務することで、夏季のみでなく、年間をととして冷暖房に頼らない空間づくりに取り組み、さらなる省エネルギー推進、CO2削減を目指し、SDGsの2つの目標達成につなげます。
- ・働き方改革の一環として、季節を問わず、気候等に応じた服装を取り入れることで、働きやすい職場環境を整え、業務の効率化を図ります。

- ★目標:「8. 働きがいも経済成長も」
「13. 気候変動に具体的な対策を」



■期間

次の通り、試行期間を設け、特段の支障がない場合は本格実施とする予定です。

- (1) 試行期間：令和6年5月1日～令和7年3月31日
- (2) 本格実施：令和7年4月1日(予定)

■対象職員

全職員（消防吏員、医師、看護師などの制服を着用する職員は除きます）



■職員の服装

- ・通年にわたって、ノーネクタイ等の働きやすい服装で勤務します。
- ・夏季(5月～10月)は、ポロシャツや市内イベントPR用Tシャツ(ひよっとこ祭りオリジナルTシャツ等)などの清涼感のある軽装を着用します。
- ・冬期(11月～3月)は、セーター、カーディガン、フリースなどの重ね着等を着用します。

■留意事項

- ・通年輕装勤務を基本としますが、ネクタイ・スーツ等の着用を禁止するものではありません。
- ・公務員としての品位を損なわない節度のある服装とし、市民の皆さまに不快感を与えないよう心がけます。
- ・式典、外部主催の会議等への出席など、社会通念上必要と判断される場においては、その場に応じた服装で対応します。



(お問い合わせ) 日向市役所総務部職員課 給与厚生係
0982-66-1014